



墨田区「みんチャレ講習会」（オンライン申請体験）

第1節 戸 籍

1 はじめに

戸籍は、国民の身分関係を登録し、出生から死亡までの関係を明らかにしてこれを公証するものである。本来は国の事務であるが、戸籍法に基づき区市町村長の法定受託事務とされている。

区では、戸籍法その他の関係法令に基づき、出生・養子縁組・婚姻・離婚・死亡・転籍等の諸届を受理し、戸籍を編製・記載し、謄・抄本、記載事項証明書を発行することにより身分関係を公証している。

事務の効率化のため平成2年には戸籍の附票及び戸籍受附帳や見出しなどの電算化を実施し、あわせて戸籍簿の合理的な管理のため戸籍ファイルシステムを導入した。平成20年度には戸籍簿そのものを磁気ディスク化し、庁舎のみでなく区内の出張所でも戸籍や除籍などをコンピュータ処理により、即時に発行できることとなった。

東日本大震災を受けて平成25年に戸籍副本データ管理システムが全国で導入されたことにより、大規模災害時における戸籍情報の滅失被害の最小化、迅速な回復が可能となり、業務継続への支障が回避できることとなった。

また、令和6年3月1日から広域交付を開始し、本籍地以外の区市町村の窓口でも戸籍証明書を交付できるようになった。

戸籍関係諸届出受理状況

(令和5年度)

項 目		総 数	届 出			他市町村 から送付
			計	本籍人 届 出	非本籍人 届 出	
出 生		3,354	2,044	967	1,077	1,310
国 籍 留 保		35	5	3	2	30
認 知		57	35	27	8	22
養 子 縁 組		143	78	58	20	65
養 子 離 縁		44	30	27	3	14
縁 氏 続 称		5	3	3	0	2
婚 姻		4,524	2,915	1,840	1,075	1,609
離 婚		776	476	379	97	300
婚 氏 続 称		270	167	147	20	103
親 権・ 未成年者 の後見・ 後見監督	① 届 出	7	7	6	1	0
	② 別表第一審判の確定	2	2	2		
	保 全 処 分	0	0	0		
	計	9	9	8	1	0
死 亡		5,508	3,007	1,933	1,074	2,501
失 踪		11	7	6	1	4
復 氏		7	4	4	0	3
姻 族 関 係 終 了		10	7	5	2	3
相 続 人 廃 除		0	0	0	0	0
入 籍		375	232	210	22	143
分 籍		139	91	81	10	48
国 籍 取 得		2	2	2	0	0
帰 化		49	44	33	11	5
国 籍 喪 失		10	2	2	0	8
国 籍 選 択		17	13	11	2	4
外 国 国 籍 喪 失		0	0	0	0	0

第6章 身近な区民生活

項 目		総 数	届 出			他市町村 から送付
			計	本籍人 届 出	非本籍人 届 出	
氏 の 変 更	日 本 人 同 士	20	18	14	4	2
	外 国 人 と 婚 姻 し た 者	27	19	15	4	8
	外 国 人 と 離 婚 し た 者	4	1	0	1	3
	父又は母が外国人である者	2	1	1	0	1
	計	53	39	30	9	14
名 の 変 更		14	12	6	6	2
転 籍		1,246	558	535	23	688
就 籍		0	0	0	0	0
訂 正 ・ 更 正	市 町 村 長 職 権	128	124	124	0	4
	監 督 局 長 職 権	40	38	38	0	2
	家裁の許可による訂正	7	6	5	1	1
	確 定 判 決 に よ る 訂 正	3	1	0	1	2
	続柄の記載更正(嘱託)	3	3	3	0	0
	続柄の記載更正(申出)	4	4	4	0	0
	計	185	176	174	2	9
追 完		9	8	3	5	1
そ の 他		14	8	4	4	6
不 受 理 申 出		107	59	53	6	48
計		16,973	10,031	6,551	3,480	6,942

2 区の本籍人口

令和6年3月末現在の本区の本籍人口は29万9,787人で、住民基本台帳の人口28万5,784人の約1.05倍となっているが、ここ数年は減少傾向にある。

本籍数及び本籍人口

(令和6年3月31日現在)

本 籍 数	本 籍 人 口	平均在籍人数
135,259戸籍	299,787人	2.22人

戸籍編製・消除・違反件数

(令和5年度)

戸籍編製数	戸籍消除数	戸籍法違反件数
3,102件	2,886件	16件

戸籍法に基づく証明

(令和5年度)

	全部事項証明書 (戸籍謄本)	個人事項証明書 (戸籍抄本)	諸 証 明
有料	87,939件 (989)	5,850件	4,621件
無料・公用	32,913件 (69)	533件	96件

※除籍・改製原戸籍を含む

※()内は広域交付分の内数

行政関係諸証明

(令和5年度)

身分証明	不在籍証明	その他
2,697件	178件	532件

戸籍の附票交付件数

(令和5年度)

附票の写し	その他
18,289件	542件

※附票の除票の写しを含む

死体(胎)埋火葬許可証交付件数並びに区民葬儀券利用者数

(令和5年度)

死体埋火葬許可	死胎埋火葬許可	改葬許可	葬儀券利用者
2,887件	38件	70件	395件

第2節 住民記録

1 住民基本台帳

住民基本台帳制度には、二つの目的がある。一点目は、住民の居住関係を公に証明し、選挙人名簿の登録その他、住民に関する事務処理の基礎とすることである。二点目は、住民の住所に関する届出等の簡素化と記録の適正な管理を図るため、住民に関する正確で統一的な記録を整備することである。

平成15年8月25日から、住民基本台帳ネットワークシステムが本格稼働し、全国の区市町村、都道府県及び総務大臣が指定した全国センターのコンピュータをネットワーク化して、自治体の枠を超えた行政サービスができるようになった。このシステムを利用し、平成16年1月29日から公的個人認証サービス制度がスタートした。

また、このネットワークを基盤として平成27年10月5日からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が開始された。

本区では、利便性の向上のため、平成28年7月からコンビニエンスストアでマイナンバーカードを利用して各種証明書を取得できるサービスを開始した。

当初、住民票の写し、印鑑登録証明書及び税証明の取得からサービスの提供を開始し、平成30年12月からは新たに戸籍証明と附票の写しも取得できるようにした。

住民基本台帳世帯人口

(令和6年3月31日現在)

世 帯	人 口		
	男	女	計
168,520世帯 (10,241世帯)	140,663人 (7,401人)	145,121人 (8,559人)	285,784人 (15,960人)

※（ ）内は外国人住民数の内数

住民基本台帳諸届諸証明等受理件数

(令和5年度)

転 入 届	転 居 届	転 出 届	世帯変更届	住民票の写し	諸 証 明	閲 覧
24,911件 (4,935)	5,535件 (634)	18,383件 (2,858)	4,024件 (359)	180,149件 (12,500)	3,437件 (22)	436件 (322)

※（ ）内は外国人住民の届出数の内数

（ ）内は、住民票の写し・諸証明・閲覧の無料分の内数

※住民票の写しには、除票の写しを含む

印鑑登録受理件数

(令和5年度)

印 鑑 登 録	印 鑑 証 明
12,540 件 《143》	66,458 件 《87》

※《 》内は、無料分の内数

2 出張所

現在、区内5か所に出張所が設置されている。出張所で扱う事務は、区民生活に身近な転入・転出届出等の住民基本台帳事務、マイナンバーカードの交付等、戸籍の謄・抄本等の交付、印鑑登録・証明、国民健康保険や国民年金の諸届出、妊娠届、親子（母子）健康手帳の交付、区民税・軽自動車税の収納及び証明事務、介護保険料の収納及び被保険者証交付、後期高齢者医療に関する届出、保険料の収納及び被保険者証の交付等である。

出張所

(令和6年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話
緑 出 張 所	緑 3-7-3	3634-2656
横 川 出 張 所	横 川 5-10-1-111	3624-1581
文 花 出 張 所	文 花 1-32-1-102	3611-4723
墨 田 二 丁 目 出 張 所	墨 田 2-36-11	3614-1900
東 向 島 出 張 所	東向島 2-38-7	3610-5250

3 外国人住民の住民票

平成24年7月9日から外国人登録制度が廃止され、外国人住民の方は住民基本台帳法の適用対象となった。

特別永住者・中長期在留者（留学、日本人の配偶者、定住者等、3か月を超えて日本に適法に在留する者）の方は、日本人と同様に「住民票」が世帯ごとに作成されることになった。また、これまでの外国人登録証明書に替わり、新たに在留カード又は特別永住者証明書が交付されることとなった。

住民基本台帳に基づく外国人人数 (令和6年3月31日現在)

国 籍	人 口			世 帯
	男	女	計	
アフガニスタン	1	0	1	0
アルジェリア	2	0	2	2
アルゼンチン	11	4	15	10
オーストラリア	32	13	45	25
オーストリア	2	3	5	2
ベルギー	2	1	3	2
ボリビア	2	0	2	1
ブラジル	42	34	76	54
ブルガリア	2	2	4	2
ミャンマー	96	110	206	168
ボツワナ	1	0	1	0
バングラデシュ	106	36	142	77
ブルネイ	1	0	1	0
ベラルーシ	0	3	3	1
カンボジア	12	9	21	18
カメルーン	10	1	11	5
カナダ	35	16	51	29
スリランカ	69	18	87	80
チリ	5	10	15	13
中国	3,727	4,197	7,924	5,358
台湾	216	391	607	430
コロンビア	3	6	9	3
コンゴ民主共和国	5	0	5	4
キューバ	0	1	1	0
クロアチア	1	1	2	0
チェコ	2	0	2	2
ベナン	1	0	1	0
デンマーク	3	0	3	2
エクアドル	1	0	1	0
エルサルバドル	1	0	1	1
エチオピア	6	3	9	4
フィンランド	0	2	2	2
フランス	72	22	94	59
ドイツ	24	23	47	32
ガーナ	6	2	8	2
ギリシャ	1	0	1	1
ギニア	3	0	3	1
ハンガリー	2	0	2	1
アイスランド	1	0	1	1
インド	116	44	160	110
インドネシア	113	64	177	136
イラン	10	5	15	6
イラク	1	0	1	0
アイルランド	5	0	5	2
イタリア	22	14	36	25
ヨルダン	3	2	5	2
朝鮮	47	30	77	46
韓国	897	1,071	1,968	1,239
ケニア	1	1	2	1
カザフスタン	10	3	13	12
ラオス	6	0	6	6

※世帯数は外国人のみの世帯の数

国 籍	人 口			世 帯
	男	女	計	
ラトビア	1	0	1	1
リトアニア	1	5	6	4
マレーシア	33	37	70	48
マリ	1	0	1	0
メキシコ	12	8	20	9
モンゴル	72	77	149	88
モロッコ	4	2	6	5
モルドバ	0	2	2	1
北マケドニア共和国	1	0	1	0
ネパール	237	198	435	243
オランダ	8	3	11	3
ニュージーランド	13	3	16	10
ニカラグア	0	1	1	0
ナイジェリア	9	1	10	2
ノルウェー	1	1	2	1
パキスタン	10	2	12	8
ペルー	12	19	31	16
フィリピン	282	1,055	1,337	530
ポーランド	8	1	9	4
ポルトガル	5	1	6	3
ルーマニア	5	22	27	14
ロシア	40	66	106	62
サウジアラビア	1	0	1	1
セネガル	2	0	2	2
スペイン	19	2	21	14
スウェーデン	7	1	8	4
スイス	3	3	6	5
シンガポール	10	20	30	21
タイ	102	288	390	181
タンザニア	0	2	2	0
トーゴ	1	0	1	1
チュニジア	2	2	4	2
トルコ	19	1	20	10
トンガ	1	0	1	0
ウガンダ	15	6	21	16
南アフリカ共和国	3	6	9	7
エジプト	1	3	4	1
英国	64	41	105	59
米国	184	87	271	151
ウクライナ	5	20	25	13
ウズベキスタン	95	14	109	94
ベネズエラ	3	0	3	2
ベトナム	363	409	772	621
バヌアツ	1	0	1	1
イエメン	1	0	1	1
ジンバブエ	1	0	1	1
無国籍	3	3	6	0
スロベニア	0	1	1	0
スロバキア	0	2	2	1
セルビア	2	2	4	2
パレスチナ	1	0	1	0
世帯主不在				1
合 計	7,401	8,559	15,960	10,241

4 マイナンバー制度

マイナンバー（社会保障・税番号）制度は平成27年10月5日にスタートした。

この制度は、マイナンバー（個人番号）を基に国や区が持つ個人の情報を「同じ人の情報である」と確認できることで、社会保障・税制度・災害対策等の分野で活用し、区民の利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものである。これにより行政手続きの簡素化及び効率化並びに公平・公正な各種給付の確保の実現を図るものである。

区内ではマイナンバー通知カードを平成27年中に発送してマイナンバー（個人番号）をお知らせし、平成28年1月から申請された方へマイナンバー（個人番号）カードの交付を開始した。なお、マイナンバー制度の実施に伴い、従来の住民基本台帳カードの交付・更新は終了した。

マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用できる。また、電子証明書を搭載すると、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用できる。一例としては、区役所・出張所に来庁することなく、住民票の写し等の各種証明書の取得がコンビニでも可能なことや、各種行政手続きのオンライン申請ができることなどがある。

マイナンバーカードの有効期限はカードの発行日から10回目の誕生日まで（カードの発行日に18歳未満だった場合は5回目の誕生日まで）、電子証明書の有効期限は発行から5回目の誕生日となっており、制度開始時にマイナンバーカードに電子証明書を登録した方の電子証明書の更新が令和2年から始まった。

令和2年5月にはマイナンバー通知カードが廃止され、個人番号通知書によりマイナンバーの通知を行っている。

また、マイナンバーカードの普及促進のため、令和4年3月に、マイナンバーカードの専用窓口を区役所庁舎2階に設置した。

※令和4年4月1日から民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、マイナンバーカードの有効期限の基準年齢についても引き下げられた。

第3節 住居表示

住居表示制度は、昭和37年に公布された「住居表示に関する法律」に基づき市街地での家屋等住居所の表示を合理化することにより、住民生活の便宜を図り、行政・公益事業に資することを目的としている。

本区では「街区方式」により、昭和39年7月1日の第1次から順次区内全域にわたり実施し、昭和42年7月1日の第8次で完了した。現在は、新改築される建築物、高層住宅などの住居番号付定、各種表示板の実態調査及び整備、案内板の維持管理、道路・河川などの形態変更に伴う既存街区の区域変更などを行っている。

なお、令和5年度の住居表示変更証明の発行件数は202件（うち有料分は140件）であった。

住居番号付定・変更・廃止状況

(令和5年度)

職別	総 数		付 定		変 更		廃 止		図面修正	
	自主 届出	職権 処理	自主 届出	職権 処理	自主 届出	職権 処理	自主 届出	職権 処理	自主 届出	職権 処理
件数	件 569	件 645	件 569	件 1	件 0	件 0	件 0	件 638	件 0	件 6
	1,214件		570件		0件		638件		6件	

第4節 墨田区おくやみコーナー

身近な者の死亡に伴う手続は多種多様で分かりにくく、複数の窓口での手続が必要となるため、遺族にとって大きな負担となっている。

そこで、専用窓口である「おくやみコーナー」を令和5年6月27日に開設し、これまでは複数の窓口を回らなければならなかった手続をワンストップで受け付け、利用者に寄り添った支援を行っている。

おくやみコーナーの利用は事前予約制で、電話のほかインターネットの専用ページ『墨田区おくやみコーナーオンライン窓口』でも受け付けており、簡単な手続案内から関係各課の職員によるその場での手続対応まで、利用者のニーズに合わせて対応している。

また、DXを推進し、故人の氏名、住所等の基本的な情報をあらかじめ申請書等に印字し、何度も同じことを書く手間を軽減している。

	利 用 件 数		
	案内型	ワンストップ型	計
5年度	39	318	357

第5節 国民健康保険

1 はじめに

国民健康保険は、特別区において昭和34年12月に一斉に事業を開始した。この保険制度は、区民の約18%が加入する地域医療保険であり、国民皆保険の最後の砦として、区民の健康保持、医療確保に大きな役割を果たしている。

こうした中、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険料の負担が重いといった国民健康保険の構造的課題を解決するため、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、大規模な制度改正が行われた。これにより、国の財政支援が拡充されるとともに、平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、区市町村は引き続き窓口業務を主体として、国民健康保険事業を運営していくこととなった。

直近の動向として、マイナンバーカードと保険証の一体化により、現行の保険証は令和6年12月2日から新規の交付を終了し、マイナ保険証を基本とした仕組みへ移行する。この仕組みの活用により、過去の服薬情報や健康診査の結果等を踏まえた、より良い医療を受けることや、医療費の節約につながるなどのメリットを享受できることが期待される。

また、全世代型社会保障改革の推進により、医療保険の分野でも国民皆保険制度を持続可能なものとするため、現在、様々な見直しが行われており、その動向に注視しつつ、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営に努めていく。

2 墨田区国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、国民健康保険法第11条の規定に基づいて、墨田区国民健康保険運営協議会を設置している。この協議会は、被保険者を代表する委員、保険医・保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各6名と被用者保険等被保険者を代表する委員3名（合計21名）で構成され、任期は3年とし、区長の諮問する事項を審議し答申する。

3 被保険者

区内に住所を有する者で、次の適用除外者以外は、全て国民健康保険の被保険者とする。

（適用除外者）

- 1 健康保険、船員保険、共済組合等に参加している者とこれらの被扶養者
- 2 生活保護法により保護を受けている世帯に属する者
- 3 国民健康保険組合の被保険者
- 4 後期高齢者医療制度の被保険者
- 5 児童福祉法の施設に入所している児童及び里親に委託されている児童のうち、民法の規定による扶養義務者のない者

また、住民基本台帳法の改正に伴い、平成24年7月9日から外国人の方も住民票に記載され、国民健康保険の加入要件は従来の原則「1年以上の在留期間決定者」から「3か月超の在留期間決定者」となった。

ただし、住民票に記載されない外国人及び医療・観光・保養目的の滞在者には適用されない。

4 保 険 料

平成30年度から、区市町村は財政運営の責任主体である都道府県へ、国民健康保険事業費納付金を納めることとなった。

国民健康保険事業費納付金は、都全体の保険給付費のほか、他の制度への支援等に要する費用の負担分として都へ納付するものであり、各区市町村に割り当てられる金額は、被保険者数、所得水準、医療費水準等を考慮して算定される。

特別区においては、この納付金をベースに、統一保険料方式に基づく基準保険料率を算定することとしている。具体的には、特別区全体の国民健康保険事業費納付金から国民健康保険料として必要となる総額（いわゆる賦課総額）を求めた後、特別区全体の被保険者数や旧ただし書き所得の各見込み額をもとに計算して算出したものとなる。

当区は特別区統一保険料方式に基づく基準保険料率を採用し、個々の保険料については次の計算式により算出される（令和6年度）。

(1) 基礎保険料（医療分）《国保加入世帯全員が対象》

- ① 均等割額＝49,100円×被保険者の人数
- ② 所得割額＝旧ただし書き所得の世帯合計額×8.69/100
- ①＋②＝基礎保険料の年額（最高限度額65万円）

(2) 後期高齢者支援金等保険料（支援金分）《国保加入世帯全員が対象》

- ① 均等割額＝16,500円×被保険者の人数
- ② 所得割額＝旧ただし書き所得の世帯合計額×2.80/100
- ①＋②＝後期高齢者支援金等保険料の年額（最高限度額24万円）

(3) 介護納付金分保険料（介護分）《国保加入の40歳から64歳までの方のみが対象》

① 均等割額＝16,500円×介護第2号被保険者の人数

② 所得割額＝該当者の旧ただし書き所得の世帯合計額×2.36/100

①＋②＝介護納付金分保険料の年額（最高限度額17万円）

☆(1)＋(2)＋(3)＝国民健康保険料

※旧ただし書き所得＝総所得金額等－基礎控除（43万円）

〔5〕 保険料及び一部負担金の猶予・減免

所得が一定の基準以下の世帯は、保険料の均等割額が軽減され（7割・5割・2割減額）、未就学児の保険料の均等割額については5割軽減される。

また、令和6年1月から、出産する予定又は出産した被保険者の産前産後期間における保険料（均等割額及び所得割額）を免除する制度が始まった。

その他、災害、事業の廃止、病気などで、資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が著しく困難になり、保険料の納付や医療機関への一部負担金の支払が困難となった場合、申請により保険料の徴収を猶予するほか、保険料及び一部負担金を減額又は免除できる場合がある。

〔6〕 保険給付

国民健康保険では、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、次のような保険給付を行う（令和6年4月1日現在）。

療養の給付

被保険者が保険医療機関等に保険証の提示等をし、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療などのように現物で受ける給付のことで、療養そのものを給付するところから療養の給付といわれている。

療養の給付は、被保険者が一部負担金を支払うことにより容易に治療を受けることができる長所があり、わが国の医療保険は療養の給付を原則としている。

高額療養費の支給

医療費の一部負担金が高額になり、次の自己負担限度額を超えて支払ったとき、超えた分が申請により支給される。高額療養費の計算は暦月単位で、個人ごと、医療機関ごとに計算する（外来と入院、医科と歯科はそれぞれ別々に計算する。）。

なお、差額ベッド代や入院時の食事代等は高額療養費の対象にはならない。

① 自己負担限度額（月額）

○自己負担限度額表（70 歳～74 歳）（月額）

負担割合	所得区分	外来+入院	
		外来（個人ごと）	（世帯ごと）
3 割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252,600 円+（医療費総額-842,000 円）×1%	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	167,400 円+（医療費総額-558,000 円）×1%	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	80,100 円+（医療費総額-267,000 円）×1%	
2 割	一般 課税所得 145 万円未満	18,000 円 （年間上限額は 144,000 円）	57,600 円
	低所得Ⅱ※1	8,000 円	24,600 円
	低所得Ⅰ※2	8,000 円	15,000 円

※1 低所得Ⅱ：70 歳以上 75 歳未満の方で、その属する世帯の世帯主及び同一世帯の国保加入者全員が住民税非課税である世帯の方

※2 低所得Ⅰ：70 歳以上 75 歳未満の方で、その属する世帯の世帯主及び同一世帯の国保加入者全員が住民税非課税であり、世帯の各所得（年金は控除額を 80 万円として計算。給与所得は 10 万円を控除）が 0 円となる世帯の方

現役並み所得Ⅲ及び一般の方は高齢受給者証を、現役並み所得Ⅰ及び現役並み所得Ⅱの方は区への事前の申請により交付を受けた「限度額適用認定証」を、また、低所得Ⅰ及び低所得Ⅱの方は区への事前の申請により交付を受けた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると現物の給付を受けることができ、同一の医療機関等の窓口で支払う 1 か月の医療費が自己負担限度額までとなる。

診療を受けた月が 75 歳の誕生月の方（1 日生まれの方を除く。）は、上記の限度額が 2 分の 1 になる。

同一世帯で、当月を含む直近12か月間に 4 回以上の高額療養費の支給がある場合、4 回目以降は、現役並み所得Ⅲの世帯の方で140,100円、現役並み所得Ⅱの世帯の方で93,000円、現役並み所得Ⅰと一般の世帯の方で44,400円になる。

診療を受けた月に都内の他区市町村へ住所異動した場合であっても、世帯の継続性が保たれている場合には、転居月の上記の限度額が2分の1になる。

○自己負担限度額表（69歳以下）（月額）

世帯の所得区分		自己負担限度額
ア	所得 901 万円超及び未申告	252,600 円+(医療費総額-842,000 円)×1%
イ	所得 600 万円超～901 万円以下	167,400 円+(医療費総額-558,000 円)×1%
ウ	所得 210 万円超～600 万円以下	80,100 円+(医療費総額-267,000 円)×1%
エ	所得 210 万円以下	57,600 円
オ	住民税非課税	35,400 円

区分アからエまでの世帯の方は区への事前の申請により交付を受けた「限度額適用認定証」を、また、区分オの世帯の方は区への事前の申請により交付を受けた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると現物の給付を受けることができ、同一の医療機関等の窓口で支払う1か月の医療費が世帯の限度額までとなる。

診療を受けた月に都内の他区市町村へ住所異動した場合であっても、世帯の継続性が保たれている場合には、転居月の上記の限度額が2分の1になる。

同一世帯で当月を含む直近12か月間に4回以上の高額療養費の支給がある場合、4回目以降は、住民税課税世帯では、区分アの世帯の方で140,100円、区分イの世帯の方で93,000円、区分ウとエの世帯の方で44,400円、区分オの住民税非課税世帯の方で24,600円になる。

診療報酬明細書単位で、一部負担金が21,000円未満のものは支給の対象にはならない。

- ② 69歳以下の被保険者が支払った診療報酬明細書単位で、一部負担金が21,000円以上のもの及び70歳から74歳までの被保険者が支払った全ての一部負担金について世帯単位で合算を行う。
- ③ 特定疾病療養受療証（血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症等又は人工透析が必要な慢性腎不全）の交付を受けている方は、同じ月に同じ医療機関における一部負担金が10,000円（慢性腎不全の区分ア及びイの世帯は、20,000円）になる。

高額介護合算療養費

世帯内の国保加入者が国保、介護の両保険から給付を受け、1年間（毎年8月から翌年7月まで）のそれぞれの自己負担額の合算額が次の介護合算算定基準額（年額）を超えた場合に高額介護合算療養費が支給される。

ただし、この基準額を超えた額が500円以下の場合は支給されない。

○ 介護合算算定基準額（年額）

●70歳～74歳

所得区分	自己負担限度額(年額)
現役並み所得Ⅲ	2,120,000 円
現役並み所得Ⅱ	1,410,000 円
現役並み所得Ⅰ	670,000 円
一般	560,000 円
低所得Ⅱ	310,000 円
低所得Ⅰ	190,000 円

●69歳以下

所得区分	自己負担限度額(年額)
ア	2,120,000 円
イ	1,410,000 円
ウ	670,000 円
エ	600,000 円
オ	340,000 円

※診療報酬明細書単位で、一部負担金が21,000円未満のものは支給の対象にはならない。

※所得区分は高額療養費に同じ。

入院時食事療養費・生活療養費の減額

被保険者が入院した時の食事代のうち、入院時食事療養費標準負担額を除く額が食事療養費として支給される。

入院時食事療養費標準負担額は1食につき460円（490円）であるが、住

民税非課税世帯に属する方については、食事療養標準負担額減額認定証を保険医療機関に提示することで、1食210円（230円）に減額される。さらに、入院日数が90日を超えた場合には、1食160円（180円）に減額される。70歳以上の被保険者で世帯主及び同一世帯の国保加入者全員が住民税非課税であって、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算。給与所得は10万円を控除）を差し引いたとき0円になる方は、1食100円（110円）に減額される。

また、療養病床に入院する65歳以上の方については、入院時生活療養費標準負担額を本人が負担することになるが、標準負担額減額認定証を提示することで所定の減額を受けることができる。

なお、これらの食事療養費標準負担額・生活療養費標準負担額は、高額療養費制度の対象にはならない。

※（ ）内の金額は令和6年6月1日から適用

療養費の支給

被保険者が現物給付としての療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金給付で、次のような場合に申請が認められると支給される。

- ① 緊急その他やむを得ない理由で、保険証の提示等をせずに診療を受けたとき。
- ② 保険医が治療上、コルセット等の治療用装具（補装具）を必要と認めたとき。
- ③ 骨折やねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき。
- ④ 保険医が治療上必要と認め、はり・きゅう又はあんま・マッサージを受けたとき。
- ⑤ 海外旅行中などに、急な病気やケガにより、やむを得ず国外で診療を受けたとき（治療目的の渡航は対象にならない。）。
- ⑥ 生血を輸血したとき。

訪問看護療養費の支給

在宅療養を受ける必要があると医師が認め、訪問看護ステーションを利用したときは、保険証の提示等を行うことにより、現物給付として訪問看護療養費の支給を受けられる場合がある。

移送費の支給

医師の指示により緊急その他やむを得ず病院に移送した場合等に、移送

に要した費用が支給される場合がある。

その他の給付

① 出産育児一時金の支給

被保険者が出産（妊娠85日以上での死産及び流産を含む。）したとき、世帯主に支給される。直接支払制度、受取代理制度及び出産費資金貸付制度を実施している。

② 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときに葬祭を行った方（喪主）に支給される。

③ 結核・精神医療給付金の支給

感染症予防法や障害者総合支援法の適用被保険者（住民税非課税世帯で認定を受けている方）については、自己負担分が支給される。

④ 傷病手当金の支給

給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルスに感染等をしたことで、労務に服することができなくなった場合、傷病手当金が支給される（令和2年1月1日から令和5年5月7日まで）。

7 保健事業

平成20年度から、40歳以上の被保険者を対象に、メタボリックシンドロームを早期に発見するための特定健診と、その予防・解消のため、医師や保健師、管理栄養師などの専門家による特定保健指導を行っている。

各保健事業については、令和6年2月に策定した「第3期墨田区国民健康保険データヘルス計画」に基づき、着実に実施していく。

世帯数と被保険者の状況（年度平均）

年 度	世 帯 数	被保険者数	被 保 険 者 1世帯当たり の 構 成 人 数	墨田区の世帯・人口に 対する国保の加入割合	
				世 帯	被保険者
令和3年度	38,769世帯	53,134人	1.37人	24.68%	19.25%
令和4年度	38,670	51,935	1.34	23.94	18.59
令和5年度	38,384	50,565	1.32	23.04	17.80

国民健康保険資格得喪状況

年 度	世 帯			被 保 険 者		
	取得数	喪失数	差引増減	取得数	喪失数	差引増減
令和 3 年度	10,536世帯	11,297世帯	△761世帯	12,277人	13,886人	△1,609人
令和 4 年度	13,089	13,122	△33	14,695	16,077	△1,382
令和 5 年度	13,042	13,340	△298	14,611	15,844	△1,233

外国人の国保適用状況（適用の推移）

	住民基本台帳に基づく外国人の状況	国民健康保険適用の状況		加入率
	人 数	世 帯 数	被保険者数	
令和4.4.1現在	11,923人	3,933世帯	4,885人	40.97%
令和5.4.1現在	14,225	5,123	6,023	42.34
令和6.4.1現在	15,960	5,684	6,593	41.31

外国人の国保適用状況（国別被保険者の内訳）

（令和 6. 4. 1 現在）

国 名	世帯数	人数	国 名	世帯数	人数
韓国・朝鮮	557	646	米 国	86	97
中国・台湾	3,304	3,826	カ ナ ダ	13	13
フィリピン	426	491	中米・カリブ海諸国	25	29
タ イ	148	166	ブラジル	24	25
マレーシア	15	15	コロンビア	5	5
インドネシア	35	38	ペ ル ー	8	13
パキスタン	6	6	その他の南アメリカ	0	0
バングラデシュ	65	82	ヨーロッパ	283	299
その他のアジア	611	762	中 東	20	25
オセアニア	13	14	ア フ リ カ	40	41

被保険者の保険料負担状況

年 度	1 人 当 た り		1 世 帯 当 た り	
	調 定 額	収 入 額	調 定 額	収 入 額
令和 3 年度	116,806円	105,388円	160,085円	144,438円
令和 4 年度	125,522	111,852	168,579	150,220
令和 5 年度	127,020	113,433	167,330	149,430

現年分の保険料収納状況

年 度	区 分	調 定		収 入 (純収入)		収 納 率%	
		件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額
令和3	現 年 度 分	358, 203	6, 121, 827, 953	316, 088	5, 549, 109, 958	88. 24	90. 64
	過年度相当分	2, 021	77, 720, 667	1, 625	50, 602, 434	80. 41	65. 11
	計	360, 224	6, 199, 548, 620	317, 713	5, 599, 712, 392	88. 20	90. 32
令和4	現 年 度 分	361, 100	6, 431, 694, 261	316, 658	5, 756, 669, 369	87. 69	89. 50
	過年度相当分	2, 241	82, 254, 815	1, 824	52, 350, 914	81. 39	63. 64
	計	363, 341	6, 513, 949, 076	318, 482	5, 809, 020, 283	87. 65	89. 18
令和5	現 年 度 分	359, 715	6, 315, 799, 703	316, 295	5, 664, 219, 980	87. 93	89. 68
	過年度相当分	2, 535	102, 746, 964	2, 159	71, 494, 973	85. 17	69. 58
	計	362, 250	6, 418, 546, 667	318, 454	5, 735, 714, 953	87. 91	89. 36

※保険料は、介護納付金分を含む。調定欄は、居所不明分を差し引いている。

※令和2年度から、電子マネー及びクレジットカードによる納付を導入
(居所不明分)

令和3年度：現年度分165件 6, 783, 764円 過年度相当分 1件 20, 302円 計166件 6, 804, 066円
 令和4年度：現年度分165件 5, 013, 270円 過年度相当分 1件 1, 300円 計166件 5, 014, 570円
 令和5年度：現年度分 93件 4, 231, 986円 過年度相当分 0件 0円 計 93件 4, 231, 986円

保険料均等割軽減状況

年 度	区 分	件 数	金 額 (円)
令和3年度	7割減額	14, 065	579, 215, 697
	5割減額	4, 509	179, 230, 901
	2割減額	3, 559	60, 225, 931
	合 計	22, 133	818, 672, 529
令和4年度	7割減額	15, 885	633, 356, 098
	5割減額	4, 355	177, 914, 738
	2割減額	3, 352	56, 024, 174
	合 計	23, 592	867, 295, 010
令和5年度	7割減額	16, 455	704, 239, 933
	5割減額	4, 119	177, 749, 990
	2割減額	3, 175	56, 111, 350
	合 計	23, 749	938, 101, 273

保 険 給 付 状 況 (療養諸費)

年 度	療養諸費①+⑥		療 養 給 付 費 等 ①							療 養 費 等 ⑥					
	件 数	総費用額	件 数	内 訳					件 数	内 訳					
				入院	入院外	歯 科	調 剤	(食事療養)		訪問看護	総費用額	食 事療養	療養費	移送費	
令和 3 年度	855,476	19,809,991,850	825,834	10,705,422	872,106	677,282	157	(9,885)	3,423	19,466,623,586	29,642	10	29,631	1	343,368,264
令和 4 年度	850,080	19,560,683,293	821,128	9,797,419	837,107	441,280	431	(9,087)	3,622	19,248,546,020	28,952	9	28,943	0	312,137,273
令和 5 年度	839,053	19,345,412,662	812,486	9,597,413	235,104	586,281	182	(9,075)	3,886	19,059,216,696	26,567	5	26,562	0	286,195,966

※金額は費用額 (医療費総額)
※生活療養費は、食事療養費を含む。

費 用 の 負 担 状 況 (療養諸費)

年 度	被 保 険 者		件数③	療 養 諸 費					1 世帯 当たり 費用額	1 人 当たり 費用額	1 件 当たり 費用額	受診率 ③/④	
	世帯数	人員④		総 費 用 額	保 険 者 負 担 分		内 訳						
					円	円		円					円
令和 3	38,769	53,134	855,476	19,809,991,850	14,472,586,318	4,622,553,761	714,851,771	510,975	372,831	23,157	1,610.04		
令和 4	38,670	51,935	850,080	19,560,683,293	14,296,620,572	4,571,565,441	692,497,280	505,836	376,638	23,010	1,636.82		
令和 5	38,384	50,565	839,053	19,345,412,662	14,125,708,978	4,578,533,078	641,170,606	503,997	382,585	23,056	1,659.36		

高額療養費支給状況

年 度	件 数	金 額 (円)
令和 3 年度	36,596	2,122,517,796
令和 4 年度	37,398	2,142,299,036
令和 5 年度	37,533	2,195,785,229

その他の保険給付

年 度	出産育児一時金		葬 祭 費		結核・精神医療給付金	
	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)
令和 3 年度	172	72,240,000	330	23,100,000	18,741	21,646,987
令和 4 年度	146	61,320,000	293	20,510,000	19,857	22,450,763
令和 5 年度	150	73,080,000	300	21,000,000	20,327	23,362,301

※ 1 件当たりの金額は、出産育児一時金は500,000円（令和 5 年 3 月31日までの出産は420,000円）、葬祭費は70,000円

保険料一般減免、一部負担金減免状況

年 度	区 分	保険料一般減免		一部負担金減免	
		件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)
令和 3 年度	減額	8	98,694	0	0
		(0)	(0)		
	免除	11	451,534	4	446,802
		(0)	(0)	(3)	(10,185)
令和 4 年度	減額	12	404,763	0	0
		(0)	(0)		
	免除	9	752,746	48	146,550
		(3)	(546,451)	(48)	(146,550)
令和 5 年度	減額	12	1,071,875	0	0
		(1)	(256,876)		
	免除	3	172,633	46	141,066
		(0)	(0)	(46)	(141,066)

※一部負担金減免の件数は、診療報酬明細書を単位として合計したものである。

※() は、東日本大震災に係る減額又は免除の内数である。なお、一部負担金は免除措置のみとなっている。

新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免及び傷病手当金支給状況

年 度	保険料減免		傷病手当金支給	
	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)
令和 3 年度	889	142,413,936	44	2,270,821
令和 4 年度	335	59,940,547	138	4,211,315
令和 5 年度	-	-	8	208,775

※保険料減免については、令和 4 年度相当分保険料で終了

第6節 後期高齢者医療制度

1 はじめに

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から、老人医療制度に代わり、75歳以上の方（65歳から74歳までの方で、申請により広域連合が一定の障害があると認めた方）を対象として始まった制度である。

制度創設の趣旨は、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい仕組みとするためである。

この制度の運営は、都内全ての区市町村が加入・設立した「東京都後期高齢者医療広域連合」が区市町村と協力して行っている。具体的には広域連合が保険料の決定や医療の給付等を行い、区は保険証の交付や保険料の徴収等を行うこととしている。

保険証は、被保険者一人ひとりに交付しているが、マイナンバーカードと保険証の一体化により、現行の保険証は令和6年12月2日から新規の交付を終了し、マイナ保険証を基本とした仕組みへ移行する。

医療費の負担割合は、原則として1割（一定以上の所得のある方は2割、現役並み所得者は3割）となっており、医療給付については、高額療養費・高額介護合算療養費を設け、被保険者の負担の軽減が図られている。

保険料は、被保険者一人ひとりに賦課・徴収する仕組みで、原則として、年金から保険料が差引きされるほか、口座振替でも保険料の支払が可能である。

なお、保険料の軽減措置として、会社の健康保険など（国保、国保組合は除く。）の被扶養者であった方への軽減のほか、低所得者への均等割額及び所得割額の軽減がある。

また、75歳以上の高齢者の健診事業については、広域連合の委託を受け、区が特定健診に準じた健診を行っている。

2 加入者（被保険者）

加入者は、東京都内にお住まいの以下の方が対象となる。

- ・75歳以上の方

75歳になる方は、75歳の誕生日当日よりそれまでに加入していた医療保険（国保、健康保険、共済など）から、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となる。ただし、生活保護受給者等は除く。

- ・65歳から74歳までの方で、申請により広域連合が一定の障害があると認めた

方（障害認定）

お住まいの区市町村の担当窓口へ申請し、広域連合の認定を受けた日から加入となる。65 歳から 74 歳までの方で、障害認定を受けている方は、障害認定を撤回することができるが、過去にさかのぼって撤回することはできない。

後期高齢者医療制度 区内の被保険者数

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

75歳以上の方	65歳から74歳で一定の障害があると広域連合から認定を受けた方	計
32, 018人	101人	32, 119人

3 医療機関等にかかるときの自己負担割合

自己負担割合	判定基準（「課税所得※ 1」・「収入等」）
3 割	同じ世帯の被保険者の中に課税所得が 145 万円以上の方がいる場合
2 割	以下の（1）（2）の両方に該当する場合 （1）同じ世帯の被保険者の中に課税所得が 28 万円以上 145 万円未満の方がいる （2）「年金収入※2」＋「その他の合計所得金額※3」の合計額が ・被保険者が 1 人…200 万円以上 ・被保険者が 2 人以上…合計 320 万円以上
1 割	同じ世帯の被保険者全員の課税所得がいずれも 28 万円未満の場合 又は上記（1）に該当するが（2）には該当しない場合

- ※ 住民税非課税世帯の方は、上記にかかわらず 1 割負担となる。
- ※1 「課税所得」とは、住民税課税所得のことであり、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出したもの（「課税標準額」や「課税される所得金額」と表示されている場合がある。）
- ※2 「年金収入」とは、公的年金等控除を差し引く前の金額。遺族年金・障害年金は含まない。
- ※3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額（給与所得は給与所得控除後さらに 10 万円を控除した額、長期（短期）譲渡所得は特別控除が受けられる場合は特別控除後の額）から公的年金等に係る雑所得を差し引いた後の金額である。

○現役並み所得者（3割負担）に該当しない場合

課税所得が145万円以上でも、以下のいずれかに該当する場合は「現役並み所得者（3割負担）」の対象外となる。

- (1) 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及び同じ世帯の被保険者の方の、「賦課のもととなる所得金額※1」の合計額が210万円以下の場合（申請不要）
- (2) 次の収入判定基準を満たし、基準収入額適用認定される場合（原則申請が必要）

世帯の被保険者数	収入判定基準
1人	383万円未満※2
2人以上	合計520万円未満

※1「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額（雑損失の繰越控除額は控除しない。）

※2 収入が383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入している70歳から74歳までの方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満であれば適用される。

4 保険証に関する届出等

資格の取得事由には75歳年齢到達、転入等がある。75歳になる方には、75歳になる誕生日の前月に保険証（※）を簡易書留で発送している（届出不要）。転入された方、転居された方、再交付、資格の喪失（転出等）、住所地特例施設への転出については、届出が必要である。

※令和6年12月2日以降に年齢到達となる方には、「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を交付予定

① 基準収入額適用申請

3割負担の方でも前記の条件（収入判定基準）を満たす方は、申請し被保険者等の収入合計額が基準額未満であると広域連合で認定されると、申請日の翌月から一部負担金の割合が2割又は1割となる。

② 減額認定証（後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証）

自己負担が1割の方のうち、世帯全員が住民税非課税の場合は、申請により「減額認定証」が交付される。

・区分Ⅱ（区分Ⅰに該当しない方）

・区分Ⅰ（世帯全員が年金収入が80万円以下で、その他の所得がない方。
ただし、給与所得は、給与所得控除後さらに10万円を控除した額が0円であれば該当。又は、老齢福祉年金を受給している方）

③ 限度額認定証（後期高齢者医療限度額適用認定証）

自己負担が3割の方のうち、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の課税所得がいずれも690万円未満の場合は、申請により「限度額認定証」が交付される。

・現役並み所得Ⅱ

課税所得が380万円以上かつ690万円未満の方及び同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の方

・現役並み所得Ⅰ

課税所得が145万円以上かつ380万円未満の方及び同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の方

④ 特定疾病証（後期高齢者医療特定疾病療養受療証）

対象となる特定疾病（血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するHⅠV感染症等又は人工透析が必要な慢性腎不全）の治療を長期継続して受ける必要がある方は、申請し広域連合で認定されると「特定疾病証」の交付を受けることができ、同じ月に同じ医療機関における一部負担金が10,000円になる。

今まで加入していた保険で「特定疾病証」を交付されていた方も後期高齢者医療制度に加入又は都外から転入した場合は改めて申請が必要である。

5 保険給付

後期高齢者医療制度では、被保険者の疾病、負傷、死亡に関して、次のような保険給付を行う（令和6年4月1日現在）。

療養の給付

被保険者が保険医療機関等に保険証の提示等をし、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療などのように現物で受ける給付のことで、療養そのものを給付するところから療養の給付といわれている。

療養の給付は、被保険者が一部負担金を支払うことにより容易に治療を受けることができる長所があり、わが国の医療保険は療養の給付を原則としている。

高額療養費の支給

医療費の一部負担金が高額になり、下記の自己負担限度額を超えて支払ったとき、超えた分が申請により支給される。高額療養費の計算は暦月単位で、個人ごと、医療機関ごとに計算する（外来と入院、医科と歯科はそれぞれ別々に計算する。）。後期高齢者医療制度の対象とならない差額ベッド代、食事代等は対象にはならない。

○自己負担限度額表（月額）

負担割合	所得区分		外来+入院 (世帯ごと)	
			外来（個人ごと）	
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上		252,600 円+(10 割分の医療費-842,000 円)×1% (140,100 円※3)	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上		167,400 円+(10 割分の医療費-558,000 円)×1% (93,000 円※3)	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上		80,100 円+(10 割分の医療費-267,000 円)×1% (44,400 円※3)	
2割	一般Ⅱ		6,000 円+(10 割分の医療費-30,000 円)×10% 又は 18,000 円のいずれか低い方※4 (144,000 円※2)	57,600 円 (44,400 円※3)
1割	一般Ⅰ		18,000 円 (144,000 円※2)	57,600 円 (44,400 円※3)
	住民税非課税等※1	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
		区分Ⅰ		15,000 円

※1 条件は、**4**保険証に関する届出等の②減額認定証を参照

※2 計算期間1年間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）のうち、基準日時点（計算期間の末日）で負担割合が1割又は2割の被保険者については、計算期間内に自己負担額（月間の高額療養費が支給されている場合はその額を除く。）の合計が、144,000 円を超えた場合に、その超える分を高額療養費（外来年間合算）として支給する。

※3 過去12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含まない。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院（世帯ごと）」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含まれる。

- ※4 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、自己負担割合が「2割」となる方の外来医療の負担増加額の上限を1か月（月の1日から末日まで）当たり最大3,000円までに抑えるための配慮措置

高額介護合算療養費

同じ医療保険の世帯で、1年間（毎年8月から翌年7月まで）の後期高齢者医療制度の自己負担額と介護保険の利用者負担額の合算額が次の介護合算算定基準額（年額）を超えた場合に高額介護合算療養費が支給される。

○介護合算算定基準額（年額）

●負担割合3割の方

- ・現役並み所得Ⅲ 2,120,000円
- ・現役並み所得Ⅱ 1,410,000円
- ・現役並み所得Ⅰ 670,000円

●負担割合2割の方

- ・一般Ⅱ 560,000円

●負担割合1割の方

- ・一般Ⅰ 560,000円
- ・区分Ⅱ 310,000円
- ・区分Ⅰ 190,000円

※所得区分は高額療養費に同じ。

葬祭費の支給

被保険者が死亡したときに葬祭を行った方に支給される。広域連合から5万円、区が2万円を上乗せして計7万円を、国民健康保険に準じて支給する。

6 保険料

後期高齢者医療制度の財源のうち、約1割を被保険者から徴収される保険料で賄っている。東京都後期高齢者医療広域連合が被保険者一人ひとりに賦課し、区市町村が徴収している。保険料率は東京都内均一としている。

保険料は、被保険者に等しく賦課される「均等割額」と、被保険者の負担能力に応じて賦課される「所得割額」によって構成されている。所得が一定額以下の場合や、後期高齢者医療制度に加入する以前に会社の健康保険など（国保、国保組合は除く。）の被扶養者だった場合には、軽減される仕組みとなっている。

計算式・・・均等割額 + 賦課のもととなる所得金額×所得割率

保険料の納付方法

保険料の納付方法は、年金から天引きを行う「特別徴収」と、口座振替又は納付書による「普通徴収」の2種類がある。

特別徴収の条件を満たした被保険者は、自動的に特別徴収が適用される。特別徴収が適用されない被保険者は、普通徴収の方法により納付する。

保険料の猶予、減免

被保険者や世帯主が火災などの災害により著しい損害を受けたときや、事業の休廃止や失業等により収入が著しく減少したときなどで、資産や能力などを活用しても保険料の納付が困難な場合、申請により保険料が減免となる場合がある。

現年分の保険料収納状況

年 度	区 分	調定 (円)	収入(純収入) (円)	収納率
令和3年度	現年度分	2,562,034,700	2,553,240,900	99.66%
	過年度分	7,692,400	7,316,600	95.11%
	合計	2,569,727,100	2,560,557,500	99.64%
令和4年度	現年度分	2,908,930,000	2,891,655,900	99.41%
	過年度分	9,036,900	8,997,300	99.56%
	合計	2,917,966,900	2,900,653,200	99.41%
令和5年度	現年度分	2,946,533,900	2,928,850,100	99.40%
	過年度分	14,871,200	13,820,900	92.94%
	合計	2,961,405,100	2,942,671,000	99.37%

保険料の減免状況

年 度	件 数 (人)	金 額 (円)
令和3年度	0	0
令和4年度	4	41,900
令和5年度	3	53,800

新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免状況

年 度	件 数 (人)	金 額 (円)
令和 3 年度	75	6,339,300
令和 4 年度	27	4,083,400

※令和 4 年度相当分保険料で減免終了

均等割軽減状況

年 度	区 分	件 数 (人)	金 額 (円)
令和 3 年度	7 割軽減	13,696	407,879,932
	5 割軽減	3,352	71,552,192
	2 割軽減	2,771	23,609,670
	被扶養者軽減 (5 割)	101	1,629,844
令和 4 年度	7 割軽減	14,125	440,774,862
	5 割軽減	3,436	76,811,247
	2 割軽減	2,859	25,588,740
	被扶養者軽減 (5 割)	106	1,942,976
令和 5 年度	7 割軽減	14,308	447,457,664
	5 割軽減	3,752	84,198,503
	2 割軽減	3,146	28,148,477
	被扶養者軽減 (5 割)	134	2,449,511

※東京都から 12 月上旬に通知される後期高齢者医療保険基盤安定都負担金交付申請内訳表の数値

7 墨田区高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

1 目的

医療専門職を中心に高齢者の特性を踏まえた保健事業及び介護予防を一体的に行うことにより、フレイル（加齢に伴う虚弱の状態）予防や高齢者の健康寿命の延伸を図る。

2 主な事業内容

(1) 健診等データ分析・企画調整

健診・医療・介護等のデータ分析により、地域ごとの健康課題の整理や対象者の抽出を実施するとともに、事業実施の効果検証や企画調整を行う。また、地域の医療・福祉関係者等と連携し、効果的な事業展開を図る。

(2) ハイリスクアプローチ事業

生活習慣病の未治療者や糖尿病の病状が不安定な者に対し、受診勧奨や保健指導等を実施し、生活習慣病の重症化予防を図るとともに、健康状態不明者に対する訪問・相談等を行う。また、薬剤師会への委託により、多剤服薬者に対する服薬管理支援を推進する。

(3) ポピュレーションアプローチ事業

通いの場等において口腔ケア及び低栄養予防の普及啓発・個別相談を行う。また、必要に応じて健診や医療等の受診勧奨を行う。

※ (1) と (2) の事業は保健計画課、(3) の事業は高齢者福祉課が実施する。なお、東京都後期高齢者医療広域連合との連絡調整及び委託契約等の事務は国保年金課が行う。

第7節 国民年金

1 はじめに

国民年金制度は、国の社会保障義務の理念に基づいて昭和34年4月に発足し、厚生年金保険等とともにわが国の年金制度の中核として大きな役割を果たしてきた。

昭和61年に新年金制度に移行して、公的年金制度をより長期的に安定した制度とするための改正が行われた。

平成9年1月に「基礎年金番号制度」が実施され、国民年金・厚生年金保険・共済組合等の各制度間で共通に使用できる番号(一人一番号)をもつことになった。これにより、制度間をまたがる情報交換を円滑に行い、未加入者の発生防止や各種年金サービスの向上などが図られた。

平成16年には、急速に少子高齢化が進展する中で、給付と負担の両面を見直し、持続可能で安心できる年金制度を構築するという考え方に立って、大きな制度改正が行われた。具体的には、保険料の上昇を抑制し、将来の保険料水準を固定化するとともに、基礎年金に対する国の負担金の引上げなどが行われた。

平成29年8月には、無年金者の発生を抑える視点から老齢基礎年金の受給資格期間が25年から10年に短縮された。

令和元年10月には、消費税引上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乘せして支給される年金生活者支援給付金の支給が開始された。

令和4年4月には、年金手帳から基礎年金番号通知書に切り替えられ、年金の受給については、老齢基礎年金の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられた。

2 給 付

基礎年金制度の導入により、昭和61年4月からは従来の老齢年金は、老齢基礎年金(大正15年4月2日以降に生まれた人)に、障害年金及び障害福祉年金は、障害基礎年金に引き継がれた。また、母子年金、準母子年金及び遺児年金は廃止され、これに代わるものとして遺族基礎年金が支給されることになった。

なお、大正15年4月1日以前に生まれた人と国民年金法改正時にすでに年金を受けている人は、今までどおりの年金を受けることになっている。

老齢福祉年金は、従来どおり支給されるが、年金の費用は全額国の負担とな

るため、所得などによる支給の制限がある。

③ 給付の種類等

国民年金として支給されるものは、次の3種類である。

老齢基礎年金

保険料納付済期間と免除期間等を合わせて10年以上ある人が、65歳になったときに支給される。

障害基礎年金

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間（免除期間を含む。）が加入期間の3分の2以上ある人、又は直近の1年に保険料の滞納がない人が次の条件に該当する場合に支給される。

- ① 国民年金加入中に初診日がある傷病で障害者になった。
- ② 国民年金の加入をやめた後60歳以上65歳未満で日本国内に居住している間に初診日がある傷病で障害者になった。また、20歳前に初診日のある傷病で障害者になったときは20歳から支給（本人の所得制限あり）される。

遺族基礎年金

夫（妻）又は父（母）が死亡したときに、次のいずれかの条件に該当していれば、18歳到達年度の末日までにある子（障害のある子のときは20歳未満）のある妻（夫）又は子に支給される。

- ① 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに保険料納付済期間（免除期間を含む。）が加入期間の3分の2以上ある、又は直近の1年に保険料の滞納がない。
- ② 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある。

その他、国民年金第1号被保険者（**④** 被保険者を参照）に支給する独自の給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金、外国人のための脱退一時金がある。

また、すでに老齢年金、通算老齢年金、障害年金、その他の年金を受けている人は、従来どおりの年金を受給することとなる。

その他の制度（特別障害給付金制度）

かつて国民年金の任意加入対象であった学生や厚生年金等の被用者年金加入者の扶養になっていた配偶者で、障害基礎年金等を受給していない障害者を対

象に、福祉的措置として、平成17年4月に特別障害給付金制度が創設された。

4 被保険者

強制加入被保険者

① 第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人（自営業者、自由業者、議員とその配偶者、学生、無職の人など）

② 第2号被保険者（所轄は、年金事務所又は各共済組合）

被用者年金各法（厚生年金保険、各共済組合）の被保険者又は組合員

③ 第3号被保険者

日本国内に住所を有し、第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人

任意加入被保険者

① 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人

② 日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の日本国民

③ 65歳以上70歳になるまでの間に受給権を確保できる昭和40年4月1日以前生まれの人

5 保険料

国民年金保険料は月額16,980円である。所得の状況、災害などの特別な理由により保険料を納めることが困難な場合には、申請により免除される（平成18年7月から多段階免除導入）。一定の基準にありながら免除に該当しなかった人には、納付猶予制度を新設し、平成28年7月から対象年齢を30歳未満から50歳未満に拡大した。この納付猶予制度の対象年齢拡大は令和12年6月までの時限措置である。また、学生の場合は、一般の免除とは別に、一定の基準に適合すれば申請により保険料の納付が猶予される学生納付特例制度がある。

なお、免除・学生納付特例・納付猶予とも、該当した場合は10年以内であれば追納できる。

※付加保険料

第1号被保険者は、1か月400円の付加保険料を上積みして納付することにより付加給付が受けられる。

※令和2年5月1日から新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった場合の臨時による特例免除申請の受付が開始された（令和4年度分の申請をもって終了）。

6 年金相談

社会保険労務士による年金相談を第1・3水曜日の午後、庁舎1階ロビーで実施している（平成6年11月開始）。

基礎年金及び旧法拠出年金受給権者数

（令和6.3.31現在）

老齢基礎	老齢	通算老齢	障害基礎	障害	遺族基礎	5年	寡婦	死亡一時金
人	人	人	人	人	人	人	人	人
54,871	761	227	3,513	47	377	44	31	42

老齢福祉年金受給権者異動状況

（令和5年度）

令和5.4.1現在受給権者数	裁定	転入	転出	失権	令和6.3.31現在受給権者数
人	人	人	人	人	人
0	0	0	0	0	0

基礎年金及び旧法拠出年金裁定請求書受付状況

（令和5年度）

老齢基礎	障害基礎	遺族基礎	老齢	通算老齢	寡婦	死亡一時金	特別一時金
件	件	件	件	件	件	件	件
7	52	2	0	0	1	1	0

年金別・年齢別・裁定請求受付件数

（令和5年度）

項目 種別	年齢	繰上げ受給					基準受給	繰下げ受給
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳～
老齢基礎		件	件	件	件	件	件	件
		0	0	0	0	0	6	1
老齢		—	—	—	—	—	0	—
通算老齢		—	—	—	—	—	0	—

適 用 状 況

(令和5年度)

第1号被保険者	任意被保険者	第3号被保険者	総 数
33,027人	540人	11,920人	45,487人

※第2号被保険者は、年金事務所又は各共済組合の所轄

被保険者異動状況

(令和5年度)

	令和5.4.1	令和5年度中における						令和6.3.31
	現 在	取 得	転 入	喪 失	取 消	転 出	増 減	現 在
第1号	人 33,044	人 12,969	人 3,631	人 13,761	人 △133	人 2,723	人 △17	人 33,027
任 意	473	219	19	158	2	15	67	540
第3号	12,467	1,592	493	1,924	19	727	△547	11,920
総 数	人 45,984	人 14,780	人 4,143	人 15,843	人 △112	人 3,465	人 △497	人 45,487

国民年金保険料納付状況

年 度	納付対象月数	納付月数	納付率
令和3年度	247,747	175,177	70.7
令和4年度	247,873	181,017	73.0
令和5年度	246,946	186,104	75.4

第8節 区民交通傷害保険

「区民交通傷害保険」は、平成14年4月1日から民間保険会社と契約し開始した事業である。

少額の保険料負担で、万が一交通事故にあった場合に一定の保険金を受け取ることができ、保険期間は年度（4月1日～3月31日）となっている。

平成18年度からは、自転車に乗っていて誤って通行人に接触しケガをさせてしまったり、他人の財物を壊した場合等に、被保険者が負担する損害賠償金を補償する「自転車賠償責任プラン」を加えた。

加入資格は、墨田区民及び区内在勤者で、加入は、個人加入と町会等による団体加入があり、墨田区の担当窓口、区役所出張所、金融機関、郵便局で扱っている。なお、万一の際の保険金の支払い手続きは保険会社が行う。

区民交通傷害保険の保険料は年額1,200円、2,000円、3,300円の3コース、保険金の最高額は各保険料に応じて150万円、350万円、600万円となっていて、犯罪被害やひき逃げによる事故で死亡や所定の後遺障害を被った場合に、逸失利益や精神的損害等の実際の損害額を補償する「被害事故補償」が付帯されている。

また、自転車賠償責任プランの保険料は、区民交通傷害保険の各コースに1,000円を上乗せした額となっているほか、自転車賠償責任に特化したプラン（1,500円）が創設され、保険金支払い限度額は、1事故当たり1億円である。

墨田区区民交通傷害保険 加入状況

（令和6年度）

加 入 数	人口（R6.4.1現在）	加 入 率
21,903人	285,784人	7.6%

保険金支払状況

（令和5年度）

対 象 数	金 額	平均支払額
352件	20,621,607円	58,584円

第9節 そ の 他

1 私立学校

私立幼稚園、専修学校及び各種学校に関する各種認可、指導・監督については、本来都が行う仕事であるが、区民に密着した事務であることから、かなりの部分を区が処理している。また、私立幼稚園関係では各種補助金を支給している。

私立幼稚園園児の保護者に対する補助金

幼稚園教育の振興及び充実を図ることを目的とし、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対して、保護者の負担を軽減するため補助金を交付している。私学助成の私立幼稚園に在籍する場合、保育料については、所得及び多子の状況に応じて、入園料については、70,000円を上限に補助金を交付している。

新制度の私立幼稚園に在籍する場合、入園料について70,000円を上限に補助金を交付している。

幼稚園類似施設幼児の保護者に対する補助金

幼稚園類似施設に在籍する幼児の保護者に対して、保護者の負担を軽減し、幼児教育の向上を図るため、保育料及び入園料について補助金を支給している。

補助金支給状況（私学助成園）

支給者数	(令和5年度)			
	5 歳 児	4 歳 児	3 歳 児	満 3 歳 児
私立幼稚園	370 人	315 人	280 人	48 人
幼稚園類似施設	0 人	0 人	0 人	0 人

※入園料補助金 支給者数 413人

外国人学校児童・生徒の保護者に対する補助金

外国人学校に義務教育相当年齢の児童・生徒を通学させ、かつ日本国籍を有していない、墨田区の住民基本台帳に登録されている保護者に対して、学費負担の軽減を図るため学費の一部を交付している。

補助金支給状況

(令和5年度)

対 象 者	補助金額	支給者数
義務教育相当年齢の外国人学校在籍児童・生徒の日本国籍を有していない保護者	月額 9,500円	延べ 44人

私 立 幼 稚 園

(令和6.4.1現在)

園 名	所 在 地	電話番号	認可定員	設置年月日
あ さ ひ	文 花 1-1-10	3612-0876	210人	昭和28.9.5
あ づ ま	文 花 1-25-7	3612-4558	105	〃 27.6.25
江 東 学 園	横 網 1-7-2	3625-0644	200	〃 28.4.20
言 問	向 島 5-4-4	3622-7771	175	〃 24.11.1
墨 田	堤 通 1-5-9	3611-0740	105	〃 24.8.31
本 所 白 百 合	石 原 4-37-2	3622-3376	175	〃 31.1.25
向 島 文 化	八 広 6-24-6	3614-3415	175	〃 26.1.8
両 国	両 国 2-8-10	3632-7959	190	〃 26.8.21

専 修 学 校

(令和 6. 5. 1 現在)

校 名	所 在 地	電話番号
専門学校日本鉄道&スポーツ ビジネスカレッジ21	太 平 2 - 3 - 2	3624-5444
専 門 学 校 日 本 動 物 2 1	錦 糸 1 - 11 - 10	3624-7885
東 京 I T プ ロ グ ラ ミ ン グ & 会 計 専 門 学 校	錦 糸 2 - 13 - 7	3624-5442
東京法律公務員専門学校	太 平 1 - 9 - 8	3624-5443
東京墨田看護専門学校	東向島 5 - 6 - 6	5655-0860
東京医学技術専門学校	横 網 1 - 10 - 8	3626-4111
ス ポ ー ツ 健 康 医 療 専 門 学 校	両 国 4 - 27 - 4	3846-5151
東京環境工科専門学校	江東橋 3 - 3 - 7	5625-6400
専門学校アニメ・アーティスト・ ア カ デ ミ ー	両 国 2 - 17 - 5	6659-5375

各 種 学 校

(令和 6. 5. 1 現在)

校 名	所 在 地	電話番号
向 島 珠 算 学 校	墨 田 3 - 21 - 17	3612-1305
渡 辺 珠 算 学 校	横 川 4 - 10 - 2	3611-3034
東京朝鮮第五初中級学校	八 広 5 - 22 - 15	3617-7911
秀 林 日 本 語 学 校	両 国 1 - 2 - 3	3632-1071
東京明生日本語学院	緑 1 - 2 - 10	6659-4499
理知の杜日本語学校東京校	両 国 1 - 18 - 6	5638-6631

2 自動車臨時運行許可取扱状況

(令和 5 年度)

四輪車	三輪車	二輪車	軽自動車	計
529件	0 件	43件	58件	630件

3 自衛官応募状況

(令和5年度)

区分	自衛官候補生等		防衛大・防衛医大		合 計	
	受 験	入 隊	受 験	入 学	受 験	入隊・入学
人数	人 27	人 2	人 24	人 1	人 51	人 3

4 窓口時間の延長等

区民生活や働き方の多様化に対応するため、毎週水曜日（閉庁日を除く）に午後7時まで、窓口課、国保年金課、税務課、子育て支援課、子ども施設課の窓口を延長している。

また、毎月第2・第4日曜日に転入・転出等に関わる業務を中心に、窓口課、国保年金課、税務課、子育て支援課の窓口を開設している。

